

### 【学校法人会計の概要】

学校法人は、私立学校を設置運営する主体です。私立学校は独自の「建学の精神」や「教育理念」等に基づく個性豊かで自主性の高い教育研究活動により、社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的としています。その教育研究活動を行うにあたって必要な施設や設備、経営に必要な財産を持つために、自ら調達した資金の他に、国や地方公共団体から補助金の交付を受けており、公共性が高く、より一層の永続性が求められています。このため、私立学校の財政基盤の安定に資するもの、補助金の配分の基礎となるものとして、「学校法人会計基準」が制定され、学校法人はこれに則った会計処理を行い、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）を作成し、所轄庁に届け出ることが義務付けられています。

学校法人は、公共性、永続性の観点から収支バランスの均衡が原則となっています。私学を取り巻く経営環境の変化に伴い、学校法人が作成する計算書類等の内容がより一般にわかりやすく、かつ的確に財政及び経営の状況を把握できるものとなるよう、学校法人会計基準が改正され、2015年4月1日から施行されました。

### 【学校法人会計の原則】（学校法人会計基準第2条）

- 真実性の原則  
財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること
- 複式簿記の原則  
すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること
- 明瞭性の原則  
財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること
- 継続性の原則  
採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

### 【財務諸表の説明】

財務諸表	説明
(1) 資金収支計算書 (資金収支予算)	当該会計年度における諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに支払資金（現金預金）の収入及び支出のてん末を明らかにするものである。
(2) 事業活動収支計算書 (事業活動収支予算)	当該会計年度の諸活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入後の収支の状況を明らかにするものである。企業会計の損益計算書にあたるものであるが、学校法人の場合は、営利目的ではなく、収支均衡を目的としている。臨時的・事業外の収支の増加を踏まえて、区分経理（「経常収支（教育活動収支、教育活動外収支）」「特別収支」）が導入されている。
(3) 貸借対照表	当該会計年度末における資産、負債、純資産を表示し、学校法人の財政状況を明らかにするものである。

## 【勘定科目の説明】

### (1) 資金収支計算書（資金収支予算）

資金収支計算書の科目を説明します。

#### (収入の部)

科目	説明
学生生徒等納付金収入	授業料、入学金、教育充実費等、学生が納入する学費
手数料収入	入学検定料、再試験料、在学証明、成績証明書等の収入
寄付金収入	個人や企業等からの金銭による寄付金
補助金収入	教育研究活動に対する国や地方公共団体等からの補助金
資産売却収入	保有する有価証券の満期償還や資産売却による収入
付随事業・収益事業収入	公開講座受講料や受託事業、収益事業の収入
受取利息・配当金収入	預金、債券等の運用による利息又は配当金の収入
雑収入	私立大学退職金財団からの交付金、科研費間接経費、施設設備利用料や孔子学院本部からの補助金収入
前受金収入	新入生の入学手続金、翌年度の学生生徒等納付金収入等
その他の収入	当年度に入金される前期末未収入金収入等
資金収入調整勘定	当年度分の活動に入るべき前年度以前の収入や、翌年度以降の収入とされるべき資金を調整する科目

#### (支出の部)

科目	説明
人件費支出	教職員、役員の給与、退職金、私学共済等の掛金
教育研究経費支出	教育研究のために支出する経費
管理経費支出	学生募集活動や管理費等、教育研究に直接関係のない経費
施設関係支出	土地、建物、構築物等固定資産取得のための費用
設備関係支出	機器備品、図書、車両等の固定資産取得のための費用
資産運用支出	有価証券購入や特定資産繰入支出など
その他の支出	預金、債券等の運用による利息又は配当金の収入
資金支出調整勘定	当年度分の活動に入るべき前年度以前の支出や、翌年度以降の支出とされるべき資金を調整する科目

### (2) 事業活動収支計算書（事業活動収支予算）

事業活動収支計算書に特有の科目を説明します。

#### (教育活動収支)

「教育活動収支」とは、経常的な事業活動収支のうち、財務活動（資金調達・資金運用）及び収益事業に係る活動以外のものです。

科目	説明
寄付金	資金収支計算書の寄付金に加えて、現物寄付を計上（施設設備の拡充等のための寄付を除く。）
経常費等補助金	施設設備の拡充等のための補助金以外の補助金
付随事業収入	収益事業収入は含まない。

減価償却額	固定資産のうち時の経過により価値が減少するものについて、減少させる額を費用化したもので、その資産が教育研究用か管理用かの別によって教育研究経費と管理経費に分けて計上
徴収不能額等	未収入金や貸付金等で徴収不能となった場合、その徴収不能額を見積った引当金の額

(教育活動外収支)

「教育活動外収支」とは、経常的な事業活動収支のうち、財務活動及び収益事業に係る活動によるもので、収入は受取利息・配当金、支出は借入金利息等があります。

科目	説明
その他の教育活動外収入	収益事業収入はこの科目に含む。

(特別収支)

「特別収支」とは、特殊な要因によって一時的に発生した臨時的収支です。

科目	説明
資産売却差額	資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合の超過額
その他の特別収入	施設設備の拡充等のための寄付、補助金等
資産処分差額	資産を売却しその代価が帳簿残高を下まわった場合の差額、除却差額等

(収支差額等)

科目	説明
教育活動収支差額 (①)	経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況を確認することができる。
教育活動外収支差額 (②)	経常的な収支のうち、財務活動による収支状況を確認することができる。
経常収支差額(①+②)	経常的な収支バランスを確認することができる。
特別収支差額③	資産売却や処分等の臨時的な収支を確認することができる。
基本金組入前当年度 収支差額(①+②+③)	事業活動収入計から事業活動支出計を差し引いたものです。毎年度の収支バランスを確認することができる。(旧会計基準の帰属収支差額)
基本金組入額合計	学校法人の諸活動の計画に基づき必要な資産であり、かつ、継続的に保持すべき資産を取得した場合に基本金として組入れる。また、固定資産を除却した場合は、固定資産の取得価格を控除した差額を組入額とする。
当年度収支差額	基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額合計を差し引いたもの
事業活動収入計	学生生徒等納付金・手数料・寄付金・補助金など学校法人の自己資金に該当する収入の合計である。借入金や前受金など学校法人の負債としない収入

事業活動支出計	人件費、教育研究経費、管理経費など当年度において消費される費用で、学校法人の財産を減少させる支出の合計である。借入金返済や貸付金の支出などは含まれない。
---------	--

### (3) 貸借対照表

貸借対照表の科目を説明します。

科目	説明
有形固定資産	貸借対照表日後1年を超えて使用される資産
特定資産	使途が特定された預金等
その他の固定資産	長期に保有する有価証券、ソフトウェア、収益事業元入金等
流動資産	現金預金、未収入金、貯蔵品、一時的に保有する有価証券等
固定負債	退職給与引当金等
流動負債	未払金、前受金、預り金
基本金	<p>学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額。第1号基本金から第4号基本金がある。</p> <p>①第1号基本金 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額</p> <p>②第2号基本金 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭及びその他の資産の額</p> <p>③第3号基本金 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額</p> <p>④第4号基本金 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額(恒常的な支払資金に対応する運転資金額)</p>
繰越収支差額	収支差額の累計